

## 転出される方へ

転出が決まりましたら、速やかに智頭中学校にお知らせください。

〈以下の内容についてお知らせください〉

①転出先の住所 ②転出先の学校 ③最終登校日

### 1 智頭町役場での手続き

智頭町役場（所在地：鳥取県八頭郡智頭町智頭2072-1）税務住民課で住民票の異動手続きを行ってください。引越しをする14日前から引越し後14日以内に手続きをしてください。

### 2 学校での手続き

- ・「在学証明書」・「教科用図書給与証明書」を発行します。（転学先の学校に提出するものです。）  
※登校最終日に保護者の方が受け取りに来てください。
- ・年度中途の転出の場合は、教材費等の精算をします。

### 3 新しい学校での手続き

- ・転出先の学校および教育委員会に連絡をしてください。
- ・初めて転学先の学校に行かれる際に、本校が発行した「在学証明書・教科用図書給与証明書」を提出してください。
- ・本校で給与された教科書および購入された教材等を持って行ってください。  
※教科書は出版社の異なるもののみ、改めて給与されます。

